

“まち”の抱える課題は多様化・複雑化しており、財政制約やノウハウに限界のある行政だけで課題解決することは困難性を増しており、官民連携の必要性・重要性が増しています

“まち”を取り巻く課題と官民連携の必要性・重要性

- 人口減少、少子高齢化、グローバル化等の環境変化の中で、都市の抱える課題は多様化・複雑化とともに、地域性・個別性も高くなってきている。
- 自治体においては、財政制約等の下で、まちの活力の維持・向上とともに、住民が安心して暮らし続けられるまちづくり・都市経営を地域の強みや資源を活かしながら持続していくことが課題。そのためには、地域経済を支え、きめ細かなニーズに敏感な民間主体の知恵やノウハウ・経営感覚を活用することが有効。
- 民間主体にとっては、自ら手掛けるビジネスや活動の一部がまちの課題の解決にも資する場合があり、こうした活動（民間まちづくり活動）の意義・効果を自治体が後押しすれば、自治体自身の抱える課題そのものの解決に大きく貢献する可能性もある。
- そのためには、地域の具体的なニーズや課題が自治体・民間主体双方に共有され、関係者の共感を得ながら主体的な活動・行動が課題解決に向かって継続していくことが重要。

例えば・・・

持続可能な都市経営のため

- ・ビジネス環境の向上、知恵の創出
- ・空き家、空き地、空きビル対策
(都市のスポンジ化対策)
- ・公共施設の維持管理の合理化
- ・住宅、宅地の資産価値の維持・向上
- ・まちのコンパクト化

生活環境の向上のため

- ・健康増進
- ・日常生活で移動しやすい環境の整備
- ・商業、子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上
- ・高齢者・女性の社会参画
- ・仕事と生活のバランス改善
- ・コミュニティ力の維持

まちを取り巻く課題は様々

地球環境、自然環境のため

- ・緑地、農地の保全・活用
- ・エネルギーの効率的な利用

防災のため

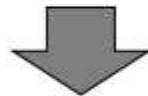
- ・災害危険性の低い地域・土地の重点利用
- ・迅速・効率的な避難

民間のまちづくり事業の成果が可視化・評価されることで、その意義が認められ、必要な資金投入がなされ、持続的な事業継続、都市経営がなされるというスパイラルを生みます

“まちづくりSIB”導入の意義と考え方

■民間まちづくりにおいてSIBの考え方を導入する意義

民間まちづくり事業において、漠然と認識されていた地域課題解決への影響（＝成果）が明確に評価されることとなり、それにより民間まちづくり事業に民間資金が投入されやすくなることで、事業の持続性や拡大が可能となる。

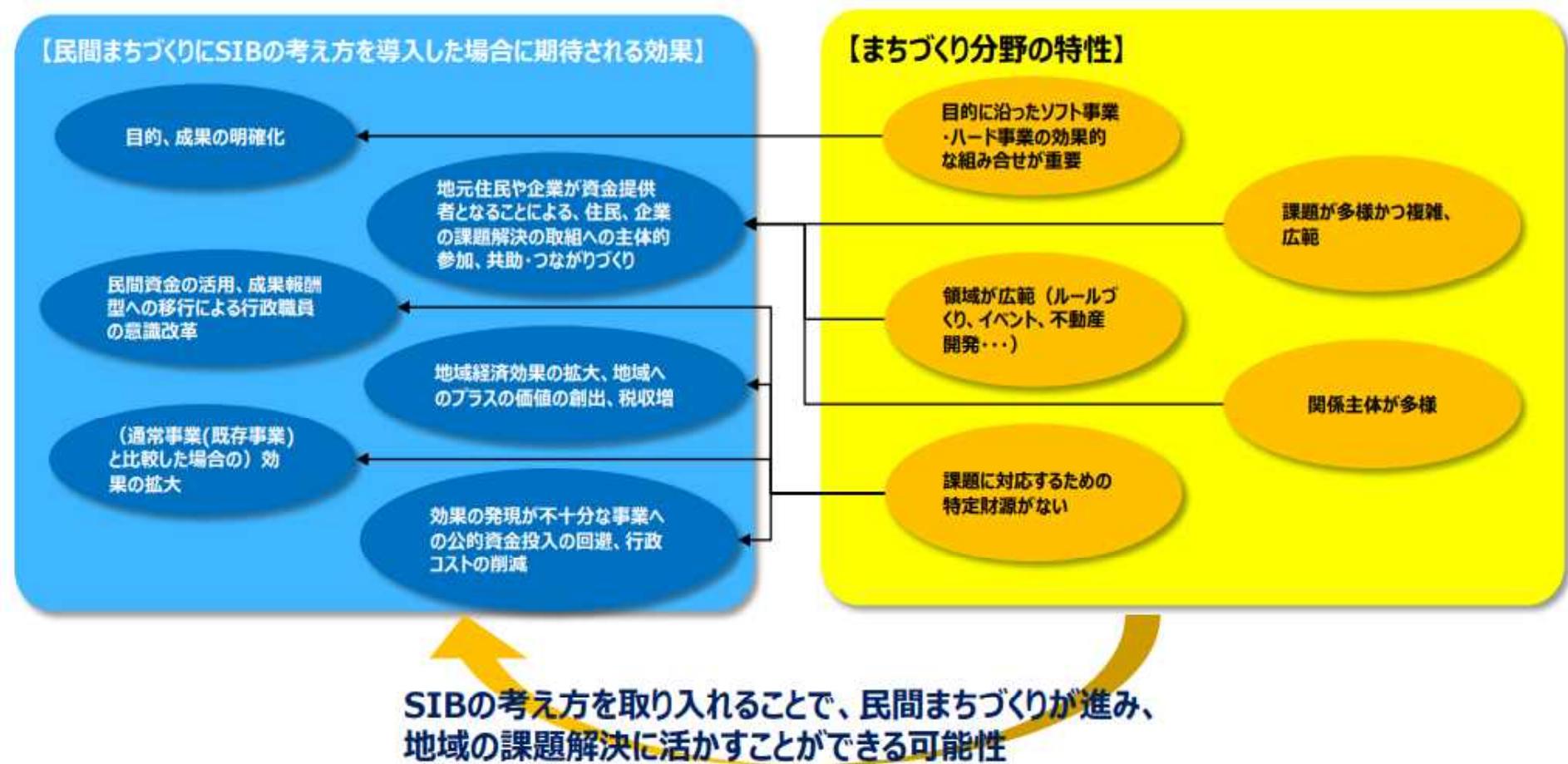


■本調査・検討で対象とする民間まちづくりにおけるSIBの考え方

- ・地域の課題について、これに共感する者たちが主体的に取組み、解決しようとする民間のまちづくり事業であること。
- ・初期投資は民間資金を活用すること。
- ・上記事業において、一定の成果が定量的・経済的に検証されること。
- ・上記事業に対して、その定量的・経済的成果に連動した支払等を自治体が行うこと。

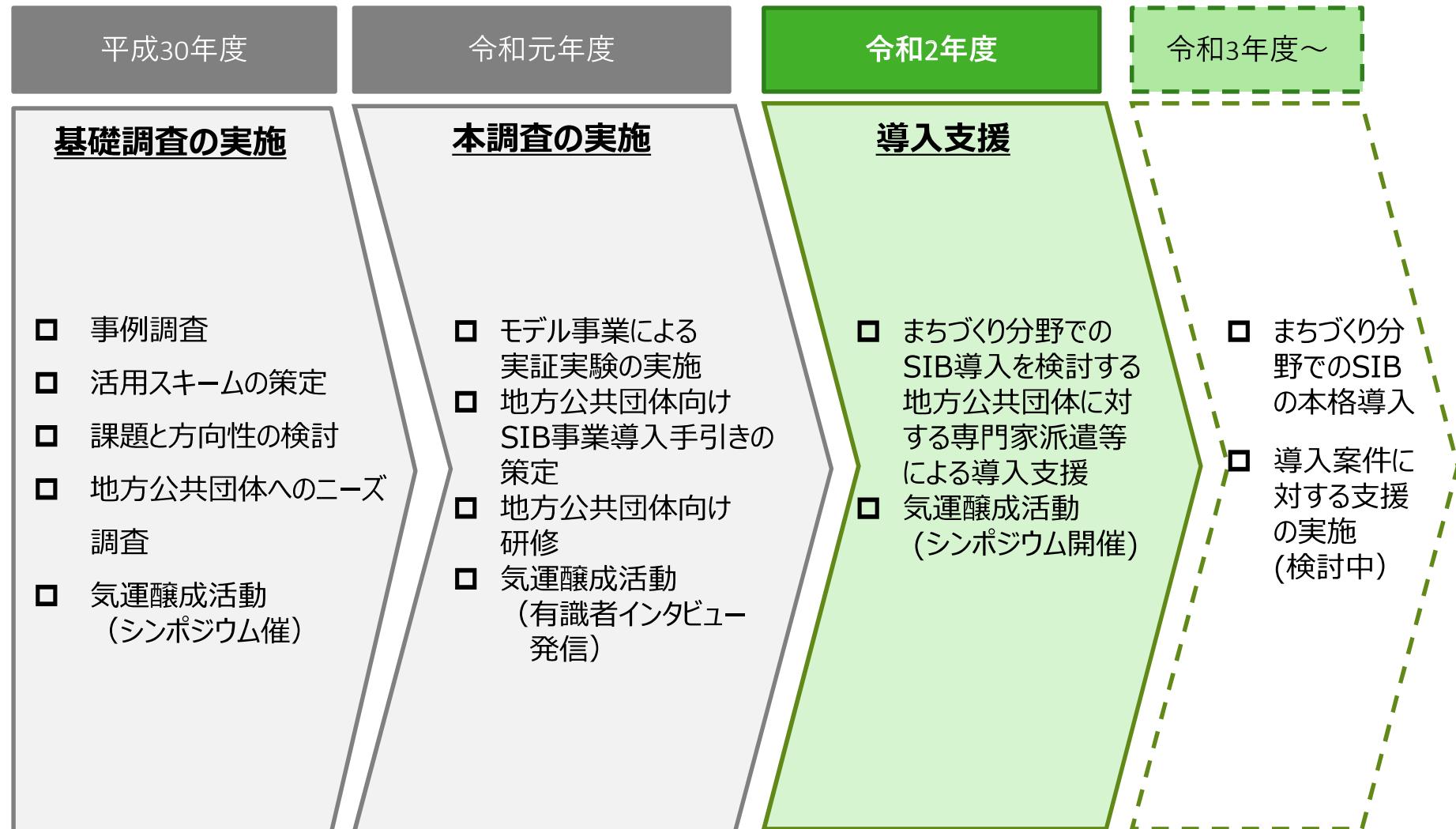
まちづくりにおいて、SIBの考え方を取り入れることで、民間プレイヤーによるまちづくりが進み、地域の課題解決が促進されることが期待できます

“まちづくりSIB”導入で期待される効果



まちづくりSIB導入に向けて、過去2年間にわたり調査を実施し、令和2年度は、導入に向けた具体的な支援を進めています

“まちづくりSIB”検討の流れ



国土交通省では、平成30年度から“まちづくりSIB”に関する検討を進めており、まちづくり分野におけるSIBの活用可能性について検討してきました

“まちづくりSIB”に関するこれまでの取組

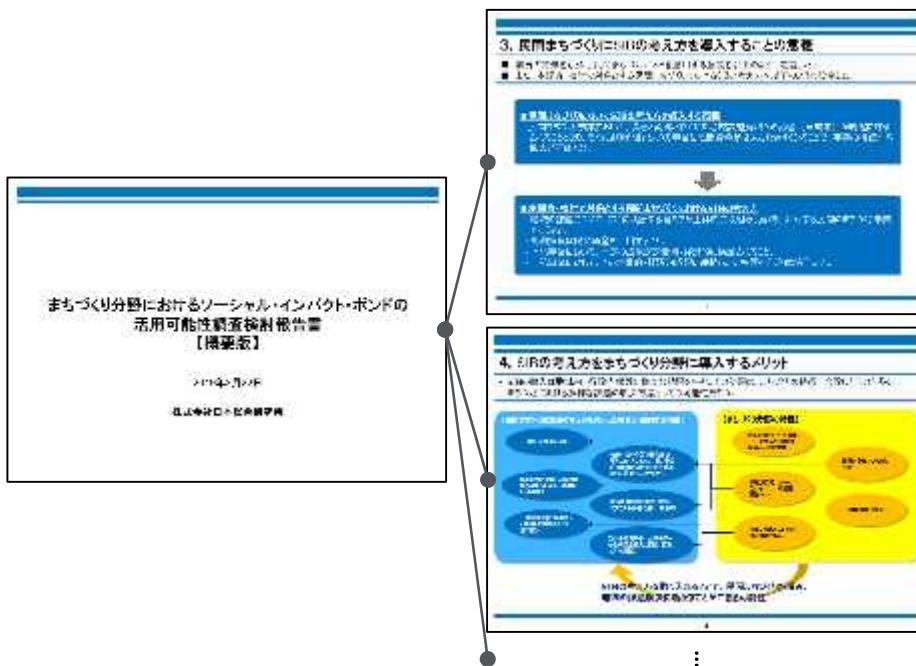
平成30年度 まちづくり分野におけるSIBの活用可能性調査検討業務

1. 業務の目的

- まちづくり事業におけるSIBの活用可能性について検討することを目的とするもの

2. 主な業務内容

- ① 事例調査
- ② 課題と方向性の検討
- ③ まちづくり分野へのSIB導入に向けた気運醸成及び周知・普及活動 等



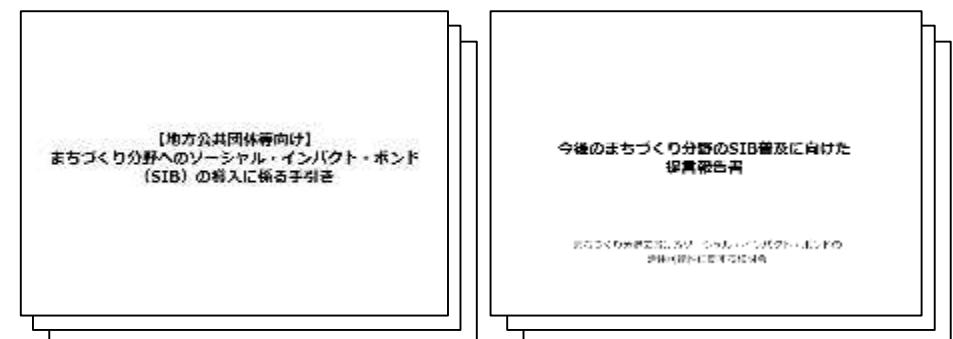
令和元年度 まちづくり分野におけるSIBの活用調査検討業務

1. 業務の目的

- 平成30年度に行った「まちづくり分野におけるSIBの活用可能性調査検討業務」に続き、まちづくり分野へのSIBの導入実現に向けた、より具体的な内容での調査検討を行うことを目的とするもの

2. 主な業務内容

- ① 実証事業等の実施
- ② まちづくり分野へのSIB導入に係る地方公共団体等向け手引の策定
- ③ 検討会の運営補助
- ④ まちづくり分野へのSIB導入に向けた地方公共団体等向けの研修の実施
- ⑤ 地方公共団体におけるまちづくり分野へのSIB活用に向けた意識・動向等の調査
- ⑥ まちづくり分野へのSIB導入に向けた気運醸成及び周知・普及活動 等



令和2年度は、まちづくり分野へのSIB導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等を行うとともに、まちづくりSIB導入に向けた気運醸成、周知普及活動を実施しています

業務の目的

- 少子高齢化や人口減少に伴い、地方公共団体の財政状況が厳しくなる中、まちづくりの分野においても、財政負担の削減と施策効果の最大化を図る仕組みの導入が急務である。
- 令和元年6月21日付で閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」でも、まちづくりにおける新たな手法による金融支援として、「まちづくりにおけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」の活用について検討する」としている。すでに、一部の地方公共団体では、成果連動型の補助金と、当該補助金を償還財源とする民間投資を連動させるような先進的な取り組みが生まれつつあり、こういった取り組みを様々な主体によるまちづくり活動の促進のために活用していくことが重要である。
- 今回の導入支援業務（以下、「本業務」という。）は、まちづくり分野へのソーシャル・インパクト・ボンド（以下、「SIB」という。）の導入を具体的に検討する地方公共団体に対して、コンサルタント等の専門家を派遣し、SIBの案件形成を支援しつつ、地方公共団体における実務面での課題の整理やモデル事業構築に向けた情報収集を行うことを目的とする。

業務の内容

(1) まちづくり分野へのSIB導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援の実施

- まちづくり分野へのSIB導入を検討する地方公共団体に対して、具体的な導入支援を行い、支援した事例について、SIBの導入を検討する他の地方公共団体の参考となるよう、要点を整理し情報発信を行う。
 - A. 支援の対象となる地方公共団体の選定
 - I. 地方公共団体に対する専門家派遣等を通じた導入支援
 - ウ. 支援内容を踏まえた情報の整理

(2) まちづくり分野へのSIB導入に向けた気運醸成及び周知・普及活動

- 本業務の内容を踏まえ、幅広く、地方公共団体、民間事業者、金融機関その他SIB活用スキームに関連する者を対象として、SIB導入に向けた気運醸成（仕組みや効果等の周知・普及を含む。）のための活動を行う。

令和2年8月に、まちづくりSIB導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣のための公募を実施し、群馬県前橋市が採択されました

「まちづくり分野へのSIB導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業」公募概要

事業概要

- 国土交通省が当法人に委託する「地方公共団体に対するまちづくり分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの導入支援業務」の一部として実施する
- 本事業では、まちづくり分野におけるSIB 事業を令和3年度（以降）に実施することを積極的に検討するモデル団体を1 件募集する
- 選定したモデル団体に行う支援は以下を想定している
 - ① 地域課題の洗い出し、及び課題解決に資する事業の実施についての検討
 - ② 成果指標についての検討
 - ③ 支払基準についての検討
 - ④ 財源確保についての検討
 - ⑤ 成果の評価方法についての検討
 - ⑥ 資金調達方法についての検討
 - ⑦ 支援対象事業の選定に際する募集要項の作成

公募内容

- 対象団体：地方公共団体
- 採択数：1団体
- 応募資格：
 - ① 本事業はハード整備ではなくソフト活動を検討の対象とする
 - ② 具体的には、民間事業者やまちづくり団体等が整備した施設において行われる活動についてSIB 事業の導入を検討する
- 評価の観点：
 - (1) 本事業との関連性・実施可能性
 - (2) SIB 活用の妥当性
 - (3) まちづくり分野における他地域展開可能性
- 公募期間：
令和2年8月12日～8月26日

群馬県前橋市の取組については、この後のセッションでご説明いたします

SIB事業実施の背景となる都市計画の概要

前橋市アーバンデザイン

■ まちの主役である民間の主体性を重視するため、民間主体のまちづくりを推進するために官民連携で長期計画を策定

基礎 ■ ワークショップを複数回実施し、民間の意見集約を行い、ビジョンを共有する

方向性 ■ エコ・ディストリクト…賑わい便利さの経済的側面、居心地・快適さ健康観の環境的側面を兼ね備えたエリア
■ ミクストユース…住・職・商・学といった複数用途の混在
■ ローカルファースト…地域固有の資源を最大限活用

指針 ■ ①まちなかで住み働く②水や緑の環境でリラックス③徒歩や自転車で回遊④広瀬川・利根川を楽しむ⑤通りや広場の活用⑥店のにぎわいを外で⑦文化を楽しむ⑧ICT等を活用

取組 ■ 主要な4エリアにおいて、空間を活用した社会実験を行う

場所

- 1 道路空間の利活用
- 2 水辺空間の利活用
- 3 道路空間の再配分による利活用
- 4 低未利用地の利活用

取り組み内容例

■ 勉強会・出店イベント・リノベーション・実証エリアの美化・環境整備等



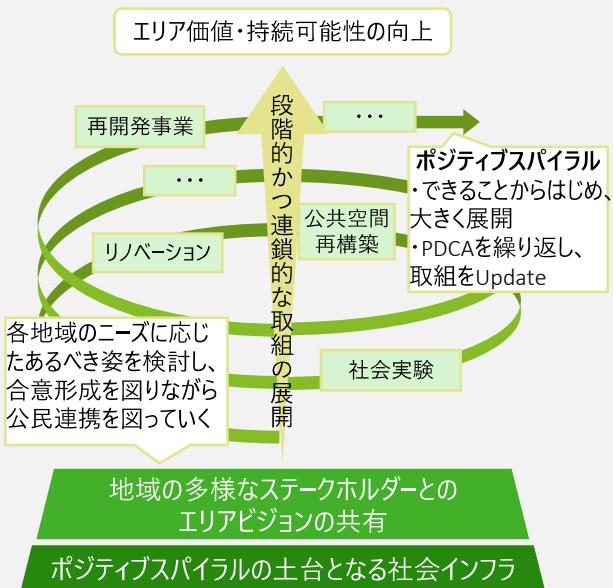
市の取り組みは、国土交通省で推進されている市街地整備2.0の考え方とも整合する先進的都市計画である

国土交通省 市街地整備2.0

『「空間」・「機能」確保のための開発』から『「価値」・「持続性」を高める複合的更新』へ

■ 目標
エリアのビジョンを住民と共有し、社会実験・暫定利用・リノベーション等による公共空間再構築から市街地再開発へとポジティブスパイラルを創出し段階的にエリア価値・持続可能性を向上させる

エリア価値・持続可能性の向上



段階的かつ連鎖的な取組の展開

再開発事業

リノベーション

公共空間再構築

社会実験

ポジティブスパイラル

・できることからはじめ、大きく展開

・PDCAを繰り返し、取組をUpdate

各地域のニーズに応じたあるべき姿を検討し、合意形成を図りながら公民連携を図っていく

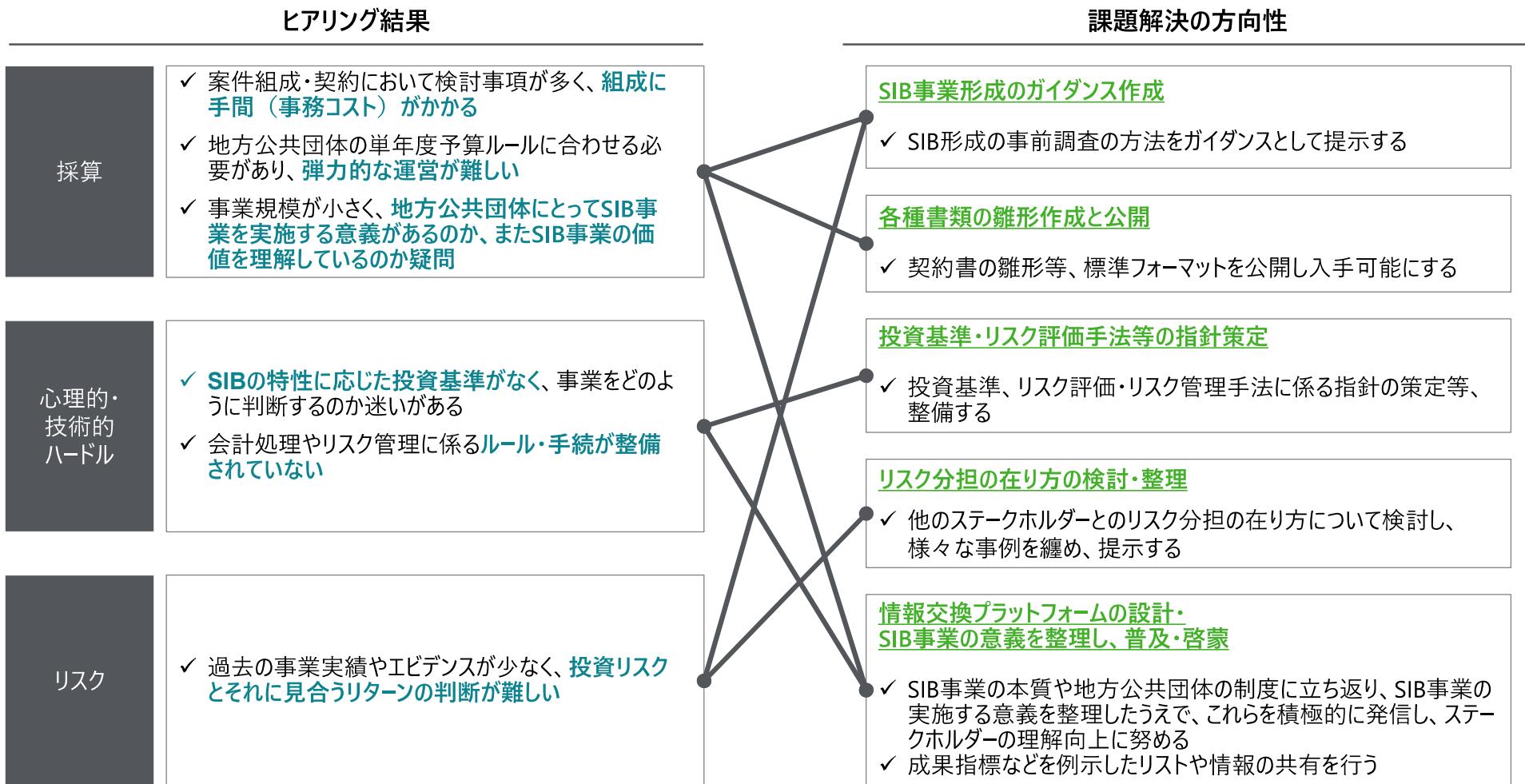
地域の多様なステークホルダーとのエリアビジョンの共有

ポジティブスパイラルの土台となる社会インフラ

まちづくりSIBを展開していくためには、まちづくりに限らないSIB全般に関する課題解決とあわせ、事例の少ないまちづくり領域でのSIB推進に向けた情報共有・気運醸成が必要です

ステークホルダーヒアリングのサマリ

- 金融機関、有識者、中間支援団体に対してヒアリングを実施したところ、まちづくりSIB推進にあたっての課題とあわせて、解決の方向性に関する期待が聞かれました



群馬県前橋市における事業検討のプロセスを踏まえ、地方公共団体がまちづくりSIB導入を検討するうえで参考となる、ガイダンスの作成を行っています

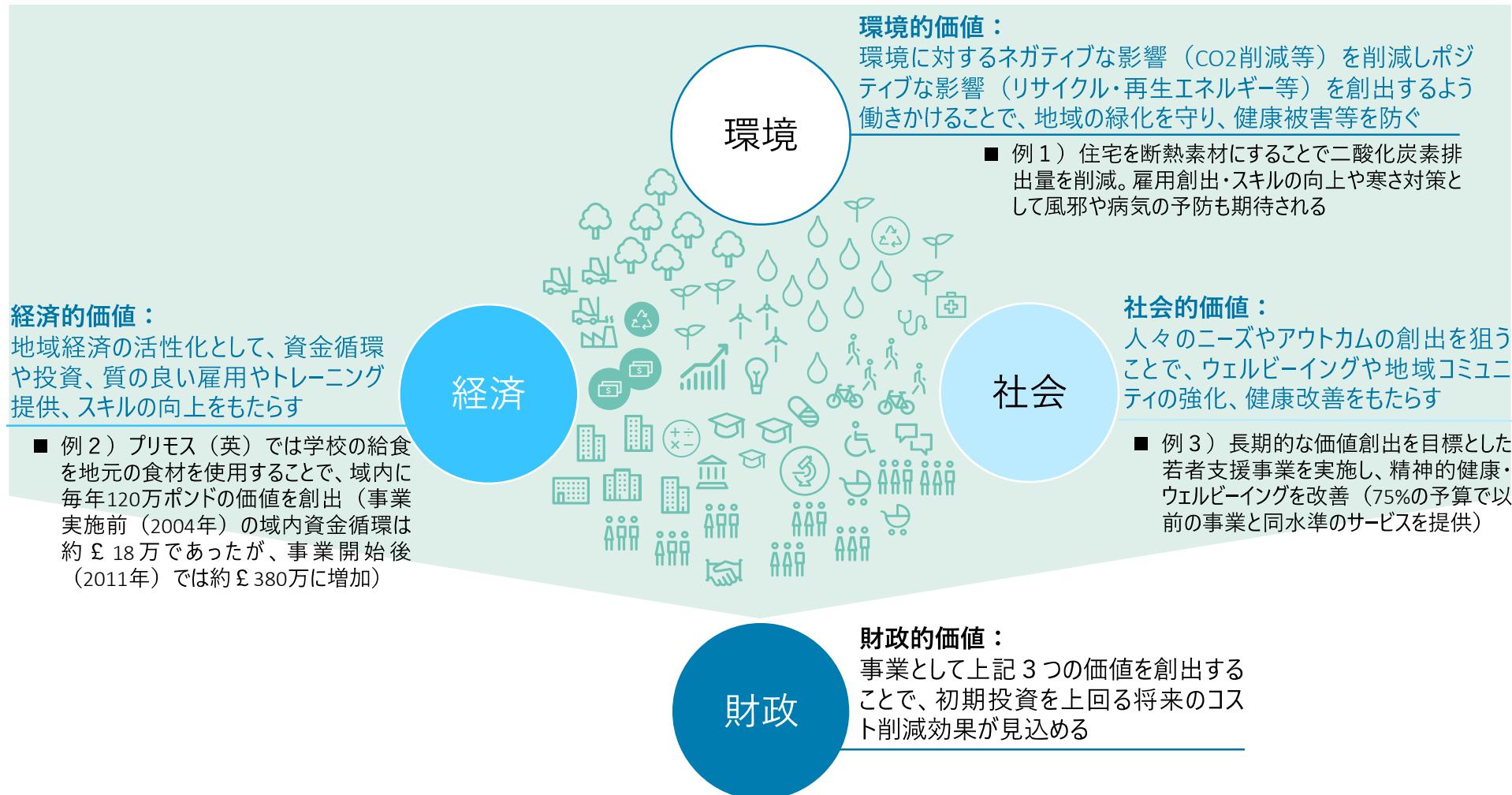
ガイダンスの作成（検討中）

ID	項目	
	大項目	小項目
1-1	イントロダクション	まちづくりSIB構想策定に至る背景と目的
1-2		本ガイドラインの基本的な考え方
1-3		本ガイドラインの構成
2-1	まちづくりSIB構想に当たって	SIBの基本的な概念整理
2-2		SIBのステークホルダー別メリットの整理
2-3		SIBの普及と発展①：利用の広がり
2-4		SIBの普及と発展②：概念の広がり
2-5		まちづくりとSIBスキームの親和性と主な論点
2-6		まちづくりSIB構想策定のプロセス
3-1	まちづくりSIBの基本的概念	まちづくりSIBの理解①：SIBの発展系としてのまちづくりSIB
3-2		まちづくりSIBの理解②：想定ユースケース
3-3		まちづくりSIBの理解③：ハイレベル検討プロセス
4-1	まちづくりSIBの実務	SIB事業設計手順の全体
4-2		各手順ごとのポイント説明①：地域課題洗出し
4-3		各手順ごとのポイント説明②：事業要点の整理
4-4		各手順ごとのポイント説明③：支払い基準の検討
4-5		各手順ごとのポイント説明④：財源確保の検討
4-6		各手順ごとのポイント説明⑤：評価方法の検討
4-7		各手順ごとのポイント説明⑥：資金調達方法の検討
4-8		各手順ごとのポイント説明⑦：募集要項などの作成
4-9		コラム：前橋市モデル事業紹介

※構成・内容とも検討中のため、変更が生じる可能性があります

“まちづくり”は「個人」を超えて、社会や経済、環境に対して追加的価値を創出しうる活動であるため、これらの価値を成果として取り込んでいくことが期待されます

“まちづくりSIB”の推進により創出が期待される価値



国土交通省で検討を進める“まちづくりSIB”に関する内容は、国土交通省ホームページ内にとりまとめられています

国土交通省“まちづくりSIB”Webページ

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT) in Japan. The top navigation bar includes links for YouTube, Twitter, Japanese text size, standard mode, enlarged mode, audio reading, and English. Below the header is a search bar and a link to Google Enhanced Search. The main menu has categories like Home, About MLIT, News, Policies/Laws/Budget, White Papers/Open Data, and Contact/Inquiry. A secondary navigation bar under 'Urban' includes 'Urban Top' and 'Urban Revitalization Top'. The main content area is titled 'Urban Revitalization' and discusses the use of Social Impact Bonds (SIB) in urban fields. It mentions demographic changes, fiscal challenges, and the potential of SIBs to address social issues. A sidebar at the bottom left is titled 'Urban Revitalization x SIB Symposium'.

まちづくり分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの活用検討

・少子高齢化・人口減少、グローバル化など、まちを取り巻く環境変化や価値観の多様化に伴い、まちの抱える課題も多様化・複雑化するとともに、地域性・個別性が高まっています。さらに、地方公共団体の財政状況が厳しくなる中、まちづくりの分野においても、財政負担を軽減しつつ施策効果の最大化を図ることが課題となっています。

・国土交通省では、社会的課題の解決を効果的に行う手法であるソーシャル・インパクト・ボンド(以下「SIB」といいます)のまちづくり分野での活用について調査検討等を行っています。

「まちづくり × SIB」シンポジウム

国土交通省では、まちづくり分野におけるSIBの意義や活用可能性に関する理解を深めていただくため、『「まちづくり × SIB」シンポジウム』を開催いたしました。

第1回（2019年3月7日）

- 開催案内
- 主催者挨拶（佐藤守孝：国土交通省都市局まちづくり推進課長）
- 当日配付資料
 - 1. まちづくり分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの活用可能性調査検討の状況について（株式会社日本総合研究所）
 - 2. 基調講演「ソーシャル・インパクト・ボンドの動向」（工藤七子氏）
 - 3. 基調講演「まちづくり分野でのソーシャル・インパクト・ボンドの可能性」（近藤克則氏）
 - 4. パネルディスカッション「まちづくり分野でのSIB導入の意義や活用可能性について～SIB活用の実経験を踏まえて～」
進行：石田直美氏（株式会社日本総合研究所 プリンシパル）
パネリスト：西上ありさ氏 [プレゼン資料](#)
パネリスト：安永佐和子氏 [プレゼン資料](#)
パネリスト：山口美知子氏 [プレゼン資料](#)
パネリスト：佐藤守孝（国土交通省都市局まちづくり推進課長）[プレゼン資料](#)

第2回（2020年3月13日）※新型コロナウイルスの影響により開催を中止したため、配布予定資料と代替資料を掲載。